

令和3年4月1日

東京都立富士高等学校
東京都立富士高等学校附属中学校

非常災害時の登校判断の基準

- 1 基本的な考え方安全を第一に考え行動する。なお、局所的な荒天や利用交通機関への影響等により登校が困難な場合や、登下校時の生徒の安全確保が困難であると生徒または保護者が判断した場合は、自宅待機とし、後刻、学校にその旨を電話連絡する。
- 2 暴風警報、暴風雪警報、大雪警報及び特別警報がひとつでも東京23区西部※内に発令された場合の登校判断の基準について
 - ① 6時30分の時点で警報が発令されている場合、自宅待機とする。
(NHKニュース、気象庁ホームページ等で確認する。)
 - ② 8時30分の時点で警報が解除されている場合、3時間目以降の授業を実施する。
 - ③ 11時30分の時点で警報が解除されている場合、5時間目以降の授業を実施する。
この場合、附属中学校の給食は実施しない。
 - ④ 11時30分の時点で警報が解除されていない場合、当日を臨時休業とする。
- 3 非常災害（気象に関する警報以外、地震、局所的災害）時の登校判断の基準について
 - ① NHKニュース、気象庁ホームページ等の情報により、災害状況や利用交通機関への影響等で登校が困難な場合や、登下校時の生徒の安全確保が困難であると生徒または保護者が判断した場合は、自宅待機とし、後刻、学校にその旨を電話連絡する。
 - ② 自宅待機、臨時休業が必要と学校が判断した場合は、学校ホームページで周知する。
 - ③ すでに登校した生徒は学校で待機し、その後の学校の指示に従う。
- 4 生徒の出席の扱いについて
自宅待機が必要と学校が判断した時間及び登校時の安全確保に要すると学校が判断した時間は、遅刻、欠席とは扱わない。
- 5 臨時休業措置等の本校ホームページ掲載の遅延について
当日の状況により、生徒が在宅している時間帯にホームページ掲載ができない場合がありますので、前述の登校判断の基準により行動してください。

※東京23区西部

千代田区・中央区・港区・新宿区・文京区・品川区・目黒区・大田区
世田谷区・渋谷区・中野区・杉並区・豊島区・北区・板橋区・練馬区